

議案第16号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1	租税公課 について の証明	租税公課 証明手数料		1通につき350円（地方公共団体情報システム機構によるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（以下「コンビニ交付」という。）による交付の場合にあっては、1通につき300円）
---	---------------------	---------------	--	---

別表第1の2の項及び3の項中「300円」を「350円」に改め、同表12の項中「350円」を「400円（コンビニ交付による交付の場合にあっては、1通につき350円）」に改め、同表13の項、15の項及び16の項中「350円」を「400円」に改め、同表17の項及び19の項中「350円（」を「400円（コンビニ交付による交付の場合にあっては、1通につき350円、）」に改め、同表19の2の項から21の項までの規定中「350円」を「400円」に改め、同表23の項を次のように改める。

23	削除			
----	----	--	--	--

別表第1の24の項中「200円」を「300円」に改め、同表42の項中「1万円」を「11,000円」に、「19,000円」を「21,000円」に、

「

1件につき7,0 00円
1件につき13, 000円

」を

「

1件につき7,5 00円
1件につき14, 000円

」に、「28,000円」を「29,000円」に改め、同表43の項中「13,000円」を「14,000円」に、「228,000円」を「245,000円」に、「408,000円」を「437,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に、「282,000円」を「285,000円」に、「507,000円」を「543,000円」に改め、同表44の項中「17,000円」を「18,000円」に、「38,000円」を「41,000円」に、「54,000円」を「59,000円」に、「408,000円」を「437,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「22,000円」を「23,000円」に、「31,000円」を「32,000円」に、「52,000円」を「53,000円」に、「7万円」を「71,000円」に、「507,000円」を「543,000円」に改め、同表45の項中「12,000円」を「13,000円」に、「16,000円」を「18,000円」に、「35,000円」を「38,000円」に、「5万円」を「54,000円」に、「185,000円」を「199,000円」に、「329,000円」を「352,000円」に、「14,000円」を「16,000円」に、「21,000円」を「23,000円」に、「49,000円」

を「5万円」に、「67,000円」を「68,000円」に、「228,000円」を「24万円」に、「408,000円」を「437,000円」に改め、同表46の項中「128,000円」を「137,000円」に改め、同表47の項中「1万円」を「11,000円」に、「19,000円」を「21,000円」に、

「

1件につき7,000円
1件につき13,000円

」を

「

1件につき7,500円
1件につき14,000円

」に、「28,000円」を「29,000円」に改め、同表48の項中「13,000円」を「14,000円」に、「228,000円」を「245,000円」に、「408,000円」を「437,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に、「282,000円」を「285,000円」に、「507,000円」を「543,000円」に改め、同表49の項中「17,000円」を「18,000円」に、「38,000円」を「41,000円」に、「54,000円」を「59,000円」に、「408,000円」を「437,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「22,000円」を「23,000円」に、「31,000円」を「32,000円」に、「52,000円」を「53,000円」に、「7万円」を「71,000円」に、「507,000円」を「543,000円」に改め、同表



0円」を「239,000円」に、「42,000円」を「34,000円」に改め、同表87の項中「228,000円」を「239,000円」に、「42,000円」を「34,000円」に改め、同表88の項中「13,000円」を「14,000円」に改め、同表90の項から91の2の項までの規定中「14万円」を「144,000円」に改め、同表91の3の項中「126,000円」を「135,000円」に改め、同表91の4の項中「183,000円」を「19万円」に改め、同表92の項中「1万円」を「11,000円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同表93の項中「1万円」を「11,000円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同表94の項中「13,000円」を「14,000円」に、「8,000円」を「9,100円」に改め、同表95の項中「13,000円」を「14,000円」に、「8,000円」を「9,100円」に改め、同表96の項中「8,000円」を「9,600円」に改め、同表97の項中「9,000円」を「1万円」に改め、同表98の項中「8,000円」を「9,600円」に改め、同表99の項中「9,000円」を「1万円」に改め、同表102の項から113の項までの規定中「28,000円」を「3万円」に改め、同表128の項中「5,000円」を「6,200円」に、「11,000円」を「12,000円」に、「2万円」を「21,000円」に、「28,000円」を「3万円」に、  
「

1件につき、5 3,000円を認 定申請対象住 戸の数で除して得 た額（その額に1 00円未満の端
--

数があるときは、  
これを切り捨て  
た額)

1 件につき、9  
2, 0 0 0 円を認  
定申請対象住戸  
の数で除して得  
た額 (その額に1  
0 0 0 円未満の端  
数があるときは、  
これを切り捨て  
た額)

」を

「

1 件につき、5  
7, 0 0 0 円を認  
定申請対象住戸  
の数で除して得  
た額 (その額に1  
0 0 0 円未満の端  
数があるときは、  
これを切り捨て  
た額)

1 件につき、9  
9, 0 0 0 円を認  
定申請対象住戸  
の数で除して得  
た額 (その額に1  
0 0 0 円未満の端  
数があるときは、  
これを切り捨て  
た額)

」に、「152, 000円」を「163, 000円」に、「1  
87, 000円」を「20万円」に、「199, 000円」を「213, 000

円」に、「8,000円」を「9,200円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「3万円」を「32,000円」に、「43,000円」を「46,000円」に、「8万円」を「86,000円」に、「138,000円」を「148,000円」に、「228,000円」を「244,000円」に、「28万円」を「30万円」に、「299,000円」を「32万円」に、「14,000円」を「15,000円」に、

「

1件につき、53,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
--

1件につき、85,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
--

」を

「

1件につき、56,000円を認定申請対象住戸の数で除して得
-------------------------------



た額（その額に1  
00円未満の端  
数があるときは、  
これを切り捨て  
た額）

1件につき、9  
1,000円を認  
定申請対象住戸  
の数で除して得  
た額（その額に1  
00円未満の端  
数があるときは、  
これを切り捨て  
た額）

」に、「16万円」を「171,000円」に、「274,000円」を「294,000円」に、「422,000円」を「452,000円」に、「769,000円」を「823,000円」に、「104万円」を「1,122,000円」に、「126万円」を「1,358,000円」に、「42,000円」を「45,000円」に、「99,000円」を「106,000円」に、「158,000円」を「17万円」に、「313,000円」を「335,000円」に、「561,000円」を「601,000円」に、「965,000円」を「1,033,000円」に、「178万円」を「1,912,000円」に、「255万円」を「2,732,000円」に、「312万円」を「3,347,000円」に、「63,000円」を「67,000円」に、「148,000円」を「159,000円」に、「238,000円」を「255,000円」に、「47万円」を「503,000円」に、「842,000円」を「901,000円」に、「144万円」を「155万円」に、「267万円」を「2,868,000円」に、「382万円」を「4,098,000円」に、「468万円」を「502万円」に改め、同表132の項中「4,

000円」を「4,900円」に、「8,000円」を「9,600円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「25,000円」を「26,000円」に、「42,000円」を「44,000円」に、「75,000円」を「8万円」に、「118,000円」を「127,000円」に、「149,000円」を「16万円」に、「159,000円」を「171,000円」に、「187,000円」を「20万円」に改め、同表133の項中「32,000円」を「34,000円」に、「64,000円」を「68,000円」に、「9万円」を「97,000円」に、「127,000円」を「136,000円」に、「182,000円」を「195,000円」に、「262,000円」を「28万円」に、「354,000円」を「379,000円」に、「465,000円」を「497,000円」に、「546,000円」を「584,000円」に、「101,000円」を「109,000円」に、「128,000円」を「138,000円」に、「167,000円」を「179,000円」に、「261,000円」を「279,000円」に、「335,000円」を「359,000円」に、「40万円」を「429,000円」に、「467,000円」を「499,000円」に、「224,000円」を「24万円」に、「279,000円」を「299,000円」に、「357,000円」を「383,000円」に、「509,000円」を「545,000円」に、「618,000円」を「662,000円」に、「736,000円」を「788,000円」に、「84万円」を「899,000円」に、「81,000円」を「87,000円」に、「103,000円」を「11万円」に、「136,000円」を「145,000円」に、「22万円」を「235,000円」に、「287,000円」を「307,000円」に、「345,000円」を「369,000円」に、「405,000円」を「433,000円」に改め、同表135の

項中「119,000円」を「121,000円」に改め、同表137の2の項中「28,000円」を「3万円」に、「4万円」を「42,000円」に、「94,000円」を「101,000円」に、「14万円」を「15万円」に、「173,000円」を「185,000円」に、「214,000円」を「229,000円」に、「24,000円」を「26,000円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「88,000円」を「95,000円」に、「133,000円」を「143,000円」に、「166,000円」を「177,000円」に、「205,000円」を「22万円」に、「265,000円」を「284,000円」に、「342,000円」を「367,000円」に、「489,000円」を「524,000円」に、「602,000円」を「645,000円」に、「712,000円」を「762,000円」に、「812,000円」を「87万円」に、「103,000円」を「11万円」に、「136,000円」を「145,000円」に、「22万円」を「235,000円」に、「287,000円」を「307,000円」に、「345,000円」を「369,000円」に、「405,000円」を「433,000円」に改め、同表137の3の項中「28,000円」を「3万円」に、「4万円」を「42,000円」に、「94,000円」を「101,000円」に、「14万円」を「15万円」に、「173,000円」を「185,000円」に、「214,000円」を「229,000円」に、「24,000円」を「26,000円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「88,000円」を「95,000円」に、「133,000円」を「143,000円」に、「166,000円」を「177,000円」に、「205,000円」を「22万円」に、「265,000円」を「284,000円」に、「342,000円」を「367,000円」に、「489,000円」を「524,000円」に、

「602,000円」を「645,000円」に、「712,000円」を「762,000円」に、「812,000円」を「87万円」に、「103,000円」を「11万円」に、「136,000円」を「145,000円」に、「22万円」を「235,000円」に、「287,000円」を「307,000円」に、「345,000円」を「369,000円」に、「405,000円」を「433,000円」に改め、同表138の項中「8,000円」を「9,600円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「25,000円」を「26,000円」に、「75,000円」を「8万円」に、「118,000円」を「127,000円」に、「149,000円」を「16万円」に、「187,000円」を「20万円」に、「212,000円」を「227,000円」に、「265,000円」を「284,000円」に、「343,000円」を「367,000円」に、「489,000円」を「524,000円」に、「602,000円」を「645,000円」に、「712,000円」を「762,000円」に、「812,000円」を「87万円」に、「81,000円」を「87,000円」に、「103,000円」を「11万円」に、「136,000円」を「145,000円」に、「22万円」を「235,000円」に、「287,000円」を「307,000円」に、「345,000円」を「369,000円」に、「405,000円」を「433,000円」に、「4,000円」を「4,900円」に、「32,000円」を「34,000円」に、「35,000円」を「38,000円」に、「18,000円」を「2万円」に、「42,000円」を「44,000円」に、「64,000円」を「68,000円」に、「107,000円」を「115,000円」に、「182,000円」を「195,000円」に、「262,000円」を「28万円」に改め、同表140の項中「8,000円」を「9,600円」に、「15,000

円」を「16,000円」に、「25,000円」を「26,000円」に、「75,000円」を「8万円」に、「118,000円」を「127,000円」に、「149,000円」を「16万円」に、「187,000円」を「20万円」に、「212,000円」を「227,000円」に、「265,000円」を「284,000円」に、「343,000円」を「367,000円」に、「489,000円」を「524,000円」に、「602,000円」を「645,000円」に、「712,000円」を「762,000円」に、「812,000円」を「87万円」に、「81,000円」を「87,000円」に、「103,000円」を「11万円」に、「136,000円」を「145,000円」に、「22万円」を「235,000円」に、「287,000円」を「307,000円」に、「345,000円」を「369,000円」に、「405,000円」を「433,000円」に、「4,000円」を「4,900円」に、「32,000円」を「34,000円」に、「35,000円」を「38,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「18,000円」を「2万円」に、「42,000円」を「44,000円」に、「64,000円」を「68,000円」に、「107,000円」を「115,000円」に、「182,000円」を「195,000円」に、「262,000円」を「28万円」に、「3万円」を「32,000円」に、「53,000円」を「56,000円」に、「96,000円」を「103,000円」に、「145,000円」を「155,000円」に改め、同表140の2の項中「126,000円」を「127,000円」に、「17万円」を「171,000円」に、「214,000円」を「215,000円」に、「359,000円」を「36万円」に、「238,000円」を「239,000円」に、「272,000円」を「273,000円」

に、「358,000円」を「359,000円」に、「654,000円」を「655,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の23の項の改正規定は、公布の日から施行する。